寛永11年の領知朱印改と「寛永御朱印」

藤　井　譲　治

はじめに
1　寛永11年の朱印改
2　「寛永御朱印」の史料的検討
3　領知朱印状の発給対象
おわりに
《付録》　「寛永御朱印」

は　じ　め　に

寛永11年（1634），上洛中の徳川家光が，諸大名に領知朱印状[1]を発給したことはよく知られている。しかし，この領知朱印改については，その対象，その手続きなどについて本格的に検討されたことはない。本稿では，この領知朱印状交付にかかわる問題のいくつかを明らかにするとともに，「寛永御朱印」なる史料を紹介する。

1　寛永11年の朱印改

「江戸幕府日記」[2]寛永11年閏7月11日の条に，

一五万石以上并城主之分江領知　御朱印可被成下之旨被仰出之，永井信濃守（尚政）・内藤伊賀守（忠重）・安藤右京進（重長）奉之，令奉行訖，

とあるように，在京中の家光は，5万石以上および城主へ領知朱印状を交付することを明らかにし，その奉行を永井尚政・内藤忠重・安藤重長の3人に命じた。そして5日後の閏7月16日，「江戸幕府日記」のこの日の条に，

一五万石以上并五万石以下ニも城持面々江知行方御朱印被下，於二之丸，酒井阿波守（忠行）渡之，

とあるように，領知朱印状が二条城二の丸で酒井忠行から5万石以上と城主の大名に交付された。この点は，寛文4年（1664）の領知朱印改の対象となった大名が1万石以上であったのと大きく異なる点である。なお，この朱印状の年紀は，交付された日が実際には閏7月16日であったにもかかわらず，「寛永十一年八月四日」となっている[3]。

領知朱印状の交付が発表された翌日，長門の毛利秀就は，３人の奉行に対し，

一周防長門両国　御判物之儀，台徳院様（徳川秀忠）御判物之辻を以，致頂戴度候事，

一両御代右之分候条，此度茂此辻を以，両国無抜目之　御判致頂戴度奉存候，併　御諚次第ニ可存其旨候事，

と，元和３年（1617）９月に交付された徳川秀忠の領知判物と同様の判物の交付を願い出た[4]。ついで，秀就は，閏７月13日の晩に老中の一人である酒井忠勝のもとを訪れ，以前どおりの領知判物の交付があるとの情報をえている[5]。そして閏７月16日に元和３年のものと同文の領知判物の交付を受けた[6]。こうした過程をみると大名たちは領知朱印状交付が発表された閏７月11日まで，このことを知らなかったと思われる。この事実は，幕府が大名の領知および領知高をこの時点で前もって掌握し，それに基づいて幕府主導でこの領知朱印改を遂行したことを意味している。この点は，一見当然のことと思われるが，寛文４年の領知朱印改とはかなり様相を異にする[7]。この点を薩摩の島津氏を例にもう少し整理しておこう。

島津家久への領知判物が出た同じ日に，３人の奉行から次のような奉書が家久宛に出された[8]。

猶々此趣就　上意申入候，以上，

今度　御朱印頂戴付而，御領分郷村之高辻具被仰付，出来次第被有御上候，為其如此候，恐々謹言，

閏七月十六日（寛永十一年）　　安藤右京進重長判

内藤伊賀守忠重判

永井信濃守尚政判

薩摩（島津家久）

中納言殿

人々御中[9]

すなわち，領知判物が出された日に幕府は三奉行を通じて諸大名に「領分郷村之高辻」の提出を求めたのである。この奉書を翌日受け取った島津氏は，２日後の閏７月18日に家久にともなって上洛していた家臣の名でこのことを国元に報じた[10]。

一書令啓候，然者一昨日十六日御国両国并日向之内一郡・琉球国迄之儀全可有御領知之由御直判御頂戴候，就夫又昨日御奉行中より御連状被遣之，御分国之郷村高具ニ被付験有御上之由候間，於爰元（京都）不罷成候条，則御国へ被仰遣，検地帳を以被相記，可有御進上之由被成御返事候，最前石田治部（三成）少輔殿衆ニ而させられ候検地帳可有之候哉，先年はや一通御当代ニ被成御上候，それハ駿河へ上り申たると覚申候[11]，其時之帳定而江戸へ可有之候，左

様成ニ御引合候而，違候ハん様ニ可有御沙汰候，先年駿河へ御上候帳之調やう為被存衆可有之条，可有御尋候，随分被入御念早々出来候様ニ可被仰付候，扨亦御奉行衆之御状写遣申候，可有御覧候，恐惶謹言，

この書状の内容の第一は，先ず閏7月16日に領知判物の出たこと，第二は，翌日奉行衆より「分国之郷村高」を書き上げることを求められたこと，第三は，京都ではそれを作成できないので国元へ命じ検地帳をもって記し進上すると奉行衆に返事をしたこと，第四は，高辻の書上げにあたって石田三成による検地帳をもととし，以前徳川氏へ提出した帳と引合せ相違ないよう早急に作成することであった。

この書状は閏7月29日に鹿児島に到着し[12]，高辻帳の作成が開始され，11月になって「御分国惣高一紙目録」と「図田帳四冊」が江戸へ送られた[13]。そして，翌年始めに幕府に提出され，2月1日付でそれを受け取った旨の書状が奉行衆より国元にいた島津家久に送られた[14]。

このように領知朱印状を交付した後に大名に高辻帳の提出を求めた点は，大名からこれまでの領知朱印状と領知を書き上げた高辻帳の提出を得たうえで安堵の形式で領知朱印状を交付した寛文4年の領知朱印改とは大きく異なっている。将軍と大名との主従関係を確定する領知朱印状の交付がこうした形式で行なわれたのは，元和3年の秀忠の例にならった側面をもつとともに，上洛という大名が将軍の軍事指揮権のもとに具体的に服した状況がその交付になお必要であったからであろう。他方，細川忠興が領知判物が出された日に子の忠利に宛てて出した書状のなかで「国への　御朱印頂戴之由，御礼ハ重而とのこと　上意にて　御目見も無之由」と記しているように[15]，こうした場面で重要視されるべき「御礼」という儀礼も「御目見」さえもなかった点は，主従関係の確定という点では不十分さを残すものであった。

2　「寛永御朱印」の史料的検討

「江戸幕府日記」は，領知朱印状の交付範囲を「五万石以上并城主」としており，この対象となる大名すべてに領知朱印状が交付されたかにみえる。しかし，そうであったか否かは確認しておく必要がある。

現在，寛永11年の領知朱印状の原本は，表1・表2に示したように管見の限りでは3点にすぎず，またその写も19点を知るのみであり，ほぼ全大名について知ることのできる寛文4年の領知朱印改とは事情が大きく異なり，その残存状況は極めて悪い[16]。先年，東京都立大学附属図書館所蔵の水野家文書の「寛永十一年記」[17]と題する史料のなかにこの寛永11年の領知朱印改に関するものを見出した。「寛永十一年記」は，その成立事情を明らかにしないが，水野家文書の他の史料の形態からすれば，老中となった水野忠邦が老中日記など他の史料とともに他から借用して書写したもののようであり，その内容は，「江戸幕府日記」の記事を基本とし，

表1「寛永御朱印」一覧（領知高順）

No.	大名名	城　地	領知高	朱印	寛文	寛政	上洛	所　　在	史
1	前田利常	加賀金沢	1,192,760	写	変	－	○	加賀藩史料	1
2	島津家久	薩摩鹿児島	728,700	写	○	－	○	後編薩藩旧記雑録	2
3	伊達政宗	陸奥仙台	615,000	原	変	○	○	伊達家文書	3
4	細川忠利	肥後熊本	540,000	写	○	－	○	細川家文書	5
5	松平忠昌	越前福井	505,280	写	変	○	○	家譜	4
6	黒田忠之	筑前福岡	433,100	○	○	－	○		11
7	浅野光晟	安芸広島	376,500	写	○	－	○	浅野家文書	6
8	毛利秀就	長門萩	369,411	原	○	－	○	毛利報公会所蔵	7
9	鍋島勝茂	肥前佐賀	357,036.5		なし	－	○		12
10	藤堂高次	伊勢津	323,950	写	なし	－	○	宗国史	9
11	池田光政	備前岡山	315,200		なし	－	○		8
12	上杉定勝	出羽米沢	300,000		変	－	○		10
13	井伊直孝	近江彦根	300,000	写	変	－	○	井伊家文書	24
14	蜂須賀忠英	阿波徳島	257,000	写	○	－	○	古文書集2	13
15	松平光長	越後高田	255,233		変	－	○		21
16	有馬豊氏	筑後久留米	210,000		なし	－	○		15
17	山内忠義	土佐高知	202,600	写	変	－	○	山内家史料	14
18	森長継	美作津山	186,500	写	○	－	○	森家先代実録	47
19	小笠原忠真	豊前小倉	150,000	写	○	－	○	御当家末書	26
20	本多政朝	播磨姫路	150,000	写	転	－	○	本多家文書	37
21	松平忠明	大和郡山	120,292.6		転	－	○		28
22	榊原忠次	上野館林	110,603.4		転	－	○		27
23	立花宗茂	筑後柳川	109,647	○	○	○	○	立花武家文書	19
24	水野勝成	備後福山	101,012.6	○	○	○	○		39
25	丹羽長重	陸奥白川	100,700	写	転	－	○	丹羽家文書	20
26	南部重直	陸奥盛岡	100,000	○	○	○	○		16
27	伊達秀宗	伊予宇和島	100,000	写	－	○	○	甲御判物	18
28	牧野忠成	越後長岡	74,023.8	○	○	－	○		31
29	戸田光重	播磨明石	70,000		転	－	○		33
30	石川忠総	近江膳所	70,000		転	－	○		34
31	松平康重	和泉岸和田	62,000		転	－	○		32
32	加藤泰興	伊予大洲	60,000	写	変	○	○	北藤録14	40
33	仙石政俊	信濃上田	60,000	写	○	－	○	改撰仙石家譜	41
34	伊東祐慶	日向飫肥	57,080		変	－	○		42
35	脇坂安元	信濃飯田	55,000		変	－	○		36
36	有馬直純	日向延岡	53,000	○	変	○	○		38
37	岡部宣勝	播磨龍野	51,200		転	－	○		35
38	稲葉一通	豊後臼杵	50,060	○	○	－	○		43
39	黒田長興	筑前秋月	50,000	○	○	○	○		44
40	戸田氏鉄	摂津尼崎	50,000		転	－	○		29
41	松平直基	越前大野	30,000		転	－	○		22
42	保科正之	信濃高遠	30,000	写	転	－	○	会津家　実紀	25
43	木下延俊	豊後日出	30,000		変	－	○		45
44	松平直良	越前勝山	25,000		転	－	○		23
45	相良長毎	肥後人吉	22,100	○	○	○	○		46
46	松平乗寿	美濃岩村	20,010		転	－	○		30
47	宗義成	対馬府中	11,837	○	○	－	○		17

注　「朱印」の項の「原」は原本，「写」は写，○それ以外で交付の確認できるもの。
「寛文」の項の○は『寛文朱印留』に「任寛永十一年八月四日之先判之旨」とあるもの，×はないもの，「変」は寛永11年から寛文4年の間に領地あるいは領地高に変化のあったもの，「転」はこの間に転封したもの。
「寛政」の項の○は，『寛政重修諸家譜』でその交付が確認できるもの。
「上洛」の項の○は，戸田光重・仙石政俊を除いて「江戸幕府日記」によって上洛が確認できるもの。戸田・仙石は，『寛政重修諸家譜』により上洛が確認できる。
「史」の項の番号は，後掲の「寛永御朱印」本文に付した番号。

表２　「寛永御朱印」収録以外の大名で領知朱印の交付を受けたもの

No.	大名名	城　地	領知高	朱印	寛文	寛政	上洛	所　在
1	生駒高俊	讃岐高松	171,800	写	改	－	○	古文書１
2	小笠原長次	豊後中津	80,000	○	×	○	○	
3	安藤重長	上野高崎	66,500	○	転	○	○	
4	浅野長治	備後三次	50,000	写	○	－	○	鳳源君伝記
5	溝口宣直	越後新発田	50,000	○	○	○	○	
6	菅沼定芳	丹波亀山	41,100	写	転	－	○	古文書13
7	池田輝興	播磨赤穂	35,200	原	改	－	○	鳥取池田家資料

注　「朱印」の項の「原」は原本，「写」は写，○それ以外で交付の確認できるもの。
「寛文」の項の○は『寛文朱印留』に「任寛永十一年八月四日之先判之旨」とあるもの，×はないもの，「変」は寛永11年から寛文４年の間領地・領地高の変化，「転」転封，「改」は改易。
「寛政」の項の○は，『寛政重修諸家譜』でその交付が確認できるもの。
「上洛」の項の○は，「江戸幕府日記」によって上洛が確認できるもの。

それに他の記録や史料を挿入したもので，「江戸幕府日記」と，『徳川実紀』の中間に位置する形態をもっている。

寛永11年の領知朱印改に関する史料は，この「寛永十一年記」の寛永11年８月４日条の網文「今日諸大名領知御直判被下之」に続いて収載されているものである。末尾の注記に「寛永御朱印」とあり，これが恐らくこの史料の原題であると思われる[18]。

「寛永御朱印」は，表１に示したように47名の大名への領地と領知高を書き上げたものであり（後掲本文参照），記載の形式や領知目録を欠くなど『寛文朱印留』と異なる点もあるが，基本的な性格はそれに近いものである。

またこの史料は，それ自体に内容や作成の年月を直接示す表記はないが，記載されている諸大名の官途名や領地の所在は，寛永11年のものとして基本的には矛盾せず[19]，寛永11年の領知朱印状交付に関する書留めであると推定できる。

このことを前提に，この記載と実際に発給された領知判物・朱印状を比較検討しよう。「寛永御朱印」の伊達政宗，松平忠昌，毛利秀就の各項の記載は，それぞれ次のようである。

＜伊達政宗＞

仙台中納言

陸奥

桃生　小鹿　流西　岩井

東山　気仙　伊沢　寒部

玉作　栗原　志田　遠田

刈田　柴田　伊具　亘理

名取　宮城　黒川　深谷

宇田

右二十一郡　六十万石

常陸　龍ケ崎之内　壱万石

近江　蒲生郡之内　五千石

合六十一万五千石

＜松平忠昌＞

越前宰相

越前

足羽北郡　四万弐百弐拾石八斗余

足羽南郡　五万五百弐拾四石七斗余

今南東郡　壱万五千三拾六石余

今南西郡　三万九千七百八拾五石五斗余

今北東郡　三万五千七百五拾弐石九斗余

吉田郡内　八万四百四拾五石九斗余

丹生北郡内　八万千弐百拾七石八斗余

南仲条郡内　弐万四千三百四拾三石壱斗余

坂南郡内　四万弐千四百九十六石七斗余

坂北郡内　九万四千七百四十七石七斗

大野郡内　七百十石四斗余

合五十万五千弐百八拾余石

＜毛利秀就＞

長門少将

周防国　弐拾万弐千七百八拾七石余

長門国　拾六万六千六百廿三石余

合三拾六万九千四百拾壱石

この三者において，その領地の所在や領知高を表示する方式はかなりの差異がみられ，形態からすれば同時に交付された領知判物とは思えない。しかし，実際出された家光の領知判物は，それぞれ次のごとくである。

＜伊達政宗＞

陸奥国桃生，小鹿，流，西岩井，東山，気仙，伊沢，寒部，玉作，栗原，志田，遠田，刈田，柴田，伊具，曰理，名取，宮城，黒川，深谷，宇田，弐拾壱郡六拾万石，常陸国龍ケ崎之内壱万石，近江国蒲生郡之内五千石，都合六拾壱万五千石目録在別紙事，如前々，全可有領知之状如件，

寛永十一年八月四日　　家光（花押）

（伊達政宗）
仙台

中納言殿[20]

＜松平忠昌＞

越前国足羽北郡四万弐百廿石八斗余，足羽南郡五万五百廿四石七斗余，今南東郡壱万五千廿六石余，今南西郡三万九千七百八十五石五斗余，今北東郡之内三万五千七百五拾弐石九斗余，吉田郡之内八万四百四十五石九斗余，丹生北郡之内八万千弐百十七石八斗余，南仲条郡之内弐万四千三百四十三石壱斗余，坂南郡之内四万弐千四百九十六石七斗余，坂北郡之内九万四千七百四十七石七斗余，大野郡之内七百十石四斗余，都合五十万五千弐百八拾石余目録在別紙事，如前々，全可有領知之状如件

寛永十一年八月四日　　家光御書判

（松平忠昌）
越前
宰相殿[21]

＜毛利秀就＞

周防国弐拾万弐千七百八拾七石余，長門国拾六万六千六百弐拾三石余，都合三拾六万九千四百拾壱石目録在別紙事，如前々，全可有領知之状如件，

寛永十一年八月四日　　（徳川家光）（花押）

（毛利秀就）
長門少尉殿[22]

「寛永御朱印」の記載と領知判物とを比較すると，前者には「目録在別紙事，如前々，全可有領知之状如件」の文言，年月日，差出人を欠き，また若干の文字の異同，「国」の文字の欠落，「拾」と「十」などの表記の相違などがみられるが，「寛永御朱印」の記載は，実際に発給された領知判物・朱印状に書かれた領主名・領地所在・領知高と相違するところはない。残された他の事例もこうした点で基本的に異なることはない。ただ，土佐の山内忠義や美作の森長継の場合には，「寛永御朱印」では国名とともに一国の郡名を記すが，発給された判物にはこの郡名の部分は省略されている。山内忠義の例を上げれば，「寛永御朱印」では，

（山内忠義）
土佐侍従

土佐国

土佐　安芸　香我美　長岡

吾川　高岡　幡多

右七郡

合二十万二千六百石

となっているのに対し，実際に発給された判物には，

土佐国弐拾万弐千六百石目録在別紙事，任先判之旨，全可令領知之状如件，

寛永十一年八月四日　　（徳川家光）御書判

土佐侍従とのへ[23]

とあり，郡名は省略されている。この事実に注目すれば，この「寛永御朱印」は，出された領知朱印状を後に書き留めたものではなく，領知朱印状を交付するまえに作成されたものとみなすことができる。

3　領知朱印状の発給対象

「寛永御朱印」の47大名のうち19名については領知朱印状の原本なり写が残され，また10名については『寛文朱印留』[24]に収録された寛文４年４月５日付の領知朱印状に「任寛永十一年八月四日先判之旨」の文言があり，さらに１名は『寛政重修諸家譜』に発給を受けたことが記されている。こうした点を考慮に入れれば，「寛永御朱印」に収載されている大名は，交付を確認できない18名を含めて，領知朱印状が交付されたとみるのが妥当であろう。

そこで，「寛永御朱印」に載らない大名への領知朱印状の発給はなかったのか，またあるとすればどの様な大名が交付の対象とならなかったのか，を以下検討する。まず，寛文４年４月５日付で交付された領知朱印状のなかに「任寛永十一年八月四日先判之旨」の文言があることから備後三次50,000石の浅野長治と越後新発田50,000石の溝口宣直に領知朱印状が発給されていたことが確認できる[25]。浅野長治についてはその写も残っている[26]。また『寛政重修諸家譜』の記事から豊後中津80,000石の小笠原長次と上野高崎66,500石の安藤重長に領知朱印状が交付されたことが知られる[27]。さらに，讃岐高松171,800石の生駒高俊[28]，丹波亀山41,100石の菅沼定芳[29]，播磨赤穂35,200石の池田輝興[30]にも領知朱印状が交付されたことがその原本ないし写の存在から確認される。

こうした事実は，「寛永御朱印」に記載されていない大名への領知朱印状の発給の予測させる。この点を検討するために作成したのが表３である。この表は，寛永11年時点で５万石以上の領知高をもつ大名の一覧である。５万石以上としたのは，この時の領知朱印状交付の対象が「五万石以上并城主」であったことによる。これらの大名が寛永11年に領知朱印状の交付を受けなかったことを確定することは極めて困難であるが，そうした視角からみていくことにする。

まず，徳川義直・徳川頼宣・徳川頼房の３名は，御三家であり，領知判物を受けないことが恒例であり，交付されていないとみてよいであろう[31]。

次に寛永11年以降寛文４年までの間に領知に変化のなかった大名は，寛永11年に領知朱印が交付されていれば，寛文４年の領知朱印状に「任寛永十年八月四日先判之旨」なる文言が挿入されていてもいいはずである。しかし，出羽秋田の佐竹氏，下野宇都宮の奥平氏，豊後岡の中川氏，陸奥平の内藤氏，出羽新庄の戸沢氏，陸奥中村の相馬氏，陸奥棚倉の内藤氏，但馬出石の小出氏の８名にはその文言はなく，中川氏に交付された領知朱印状には「任元和三年九月五日先判之旨」，戸沢氏に交付された領知朱印状には「任寛永二年十一月十一日先判之旨」とあ

表３　寛文11年領知朱印不交付と推定される大名（５万石以上）

No.	大名名	城　　地	領知高	寛文	寛政	上洛
1	徳川義直	尾張名古屋	619,500	－	－	○
2	徳川頼宣	紀伊和歌山	555,000	－	－	○
3	加藤明成	陸奥会津	400,000	改	×	○
4	池田光仲	因幡鳥取	320,000	変	×	江
5	徳川頼房	常陸水戸	280,000	－	－	○
6	京極忠高	出雲松江	240,000	改	×	○
7	鳥居忠恒	出羽山形	220,000	改	×	○
8	佐竹義隆	出羽秋田	205,818	×	×	○
9	蒲生忠知	伊予松山	200,000	改	×	○
10	土井利勝	下総古河	162,000	転	×	○
11	酒井忠勝	出羽庄内	140,000	変	×	江
12	寺沢堅家	肥前唐津	123,000	改	×	○
13	酒井忠世	上野前橋	122,500	変	×	江
14	酒井忠勝	若狭小浜	113,500	変	×	○
15	奥平忠昌	下野宇都宮	110,000	×	×	江
16	松平定行	伊勢桑名	110,000	転	×	○
17	堀直寄	越後村上	100,000	改	×	○
18	真田信之	信濃松代	100,000	変	×	?
19	永井尚政	山城淀	100,000	転	×	○
20	稲葉正則	相模小田原	85,000	変	×	江
21	京極高広	丹後宮津	78,200	変	×	○
22	中川久盛	豊後岡	70,400	×	×	番
23	内藤政長	陸奥平	70,000	×	×	江
24	戸沢政盛	出羽新庄	68,200	×	×	○
25	池田輝澄	播磨山崎	68,000	改	×	?
26	池田長常	備中松山	65,000	改	×	番
27	松浦隆信	肥前平戸	63,200	変	×	?
28	相馬義胤	陸奥中村	60,000	×	×	江
29	松平定綱	美濃大垣	60,000	転	×	○
30	阿部正次	武蔵岩槻	56,000	変	×	○
31	浅野長直	常陸笠間	53,500	転	×	?
32	内藤信照	陸奥棚倉	50,000	×	×	?
33	大久保忠職	美濃加納	50,000	転	×	○
34	本多忠利	三河岡崎	50,000	転	×	?
35	小出吉英	但馬出石	50,000	×	×	番
36	古田重恒	石見浜田	50,000	改	×	番

注　「寛文」の項の×は『寛文朱印留』に「任寛永十一年八月四日之先判之旨」の記載がないもの，「変」は寛永11年から寛文４年の間の領地・領地高の変化，「転」転封，「改」は改易。
「寛政」の項の×は，『寛政重修諸家譜』でその交付が確認できないもの。
「上洛」の項の○は，「江戸幕府日記」によって上洛が確認できるもの。「江」は在江戸を，「番」は在番。

り[32]，寛永11年に領知朱印状が交付された形跡はない。こうした点からすれば，これら８名の大名に領知朱印状が交付された可能性は極めて低い。

領知朱印状が交付されなかったと思われる大名のなかには，江戸城西丸の番にあった上野前橋の酒井忠世[33]，江戸城の留守を命じられた出羽新庄の酒井忠勝・下野宇都宮の奥平忠昌・出羽山形の鳥居忠恒・陸奥平の内藤政長[34]，幼少等の理由で上洛供奉を許された因幡鳥取の池田光仲[35]・相模小田原の稲葉正則[36]・陸奥中村の相馬義胤[37]おり，領知朱印状の交付を受けた大

名すべてが上洛していた大名であることから推測して，領知朱印状交付時に在京していなかった大名には交付されなかったのではないだろうか。

こうした観点からすれば，出雲松江の在番に当たっていた備中松山の池田長常・但馬出石の小出吉英・石見浜田の古田重恒[38]，豊後府内の在番にあたっていた豊後岡の中川久盛[39]も同様の理由から領知朱印状の交付を受けなかったものと考えることができよう。

真田信之（信濃松代）・池田輝澄（播磨山崎）・松浦隆信（肥前平戸）・浅野長直（常陸笠間）・本多忠利（三河岡崎）の５人についても上洛を確認できず，この類に入る可能性は高い。

また，老中である若狭小浜の酒井忠勝については，酒井家文書の中に寛永２年以降幕末に至るまでの将軍からの領知判物・朱印状の写を残すが，寛永11年の領知判物は残されておらず，またこの時期に酒井忠勝が国元の年寄に宛てた膨大な数の書状類にも領知判物に関する記事はみられない[40]。おそらく寛永11年には交付を受けなかったものと推測される。また酒井忠勝が交付を受けなかったことの理由が，交付の直前の閏７月６日に武蔵川越から若狭小浜に転封となったことによるとも思われるが[41]，同日に丹波亀山に転封となった菅沼定房[42]には領知朱印状が出されており，それを理由にすることはできない。

残る12名の加藤明成（陸奥会津）・京極忠高（出雲松江）・蒲生忠知（伊予松山）・土井利勝（下総古河）・寺沢堅家（肥前唐津）・松平定行（伊勢桑名）・堀直寄（越後村上）・永井尚政（山城淀）・京極高広（丹後宮津）・松平定綱（美濃大垣）・阿部正次（武蔵岩槻）・大久保忠職（美濃加納）は，領知朱印状の交付時点で在京しており，なお領知朱印状が交付された可能性が残るが，これらについては５万石以下の城主とともに今後の検討課題としたい。

おわりに

推論を含め以上述べてきたことから，寛永11年の領知朱印改は，５万石以上と城主の大名すべてを対象としたものではなく，基本的には上洛した大名をその対象としたものであり，領知目録は実際には出されず，大名に対し高辻帳の提出が領知朱印状交付後に求められた。また，この領知朱印改は，儀礼的な面で不十分な点がみられるとはいえ，将軍の軍事指揮権のもとに大名を置く上洛という機会を捉らえて，徳川秀忠の死後に揺らいだ諸大名との主従関係を家光の優位で確定することをねらったものといえる。

1）実際に大名に出されたものは，10万石以上は判物，10万石未満は朱印状であるが，個別事例を除いて，「領知朱印状」をここでの総称として用いる。

2）姫路市立図書館所蔵酒井家文書（東京大学史料編纂所所蔵写真版）。

3）実際の交付日が閏７月16日であったにもかかわらず，領知朱印状には寛永11年８月４日とされた

理由については，なお明確ではないが田中誠二氏は，閏月を忌んだためであるとしている（「萩藩朱印高考」『山口県史研究』１）。なお，「古文書集」２収録の蜂須賀忠英宛の領知判物写の日付は寛永11年８月５日となっているが，寛文４年４月５日の領知判物では寛永11年８月４日となっている。

4）『大日本古文書　毛利家文書』1049。なお，毛利家のこの時の動向については，田中誠二氏の詳細な分析がある（前掲田中論文参照）。

5）寛永11年閏７月14日付酒井忠勝宛毛利秀就書状案に「昨晩者遂参上，御事多可有御座処，得貴意，忝存候，此度之　御朱印之儀，最前如致拝領候可然与被思召旨，被仰聞，過分至極候」とある（『大日本古文書　毛利家文書』1544）。

6）毛利報公会所蔵文書。

7）寛文４年の朱印改については，『寛文朱印留』の解題および大野瑞男「領知判物・朱印状の古文書学的研究－寛文印知の政治史的意義（一）－」（『史料館研究紀要』13号）が詳しい。

8）「後編薩摩旧記雑録」87（京都大学文学部古文書室所蔵写真版）。この他，同文の奉書に，松平忠昌宛（「家譜」），毛利秀就宛（毛利報公会所蔵文書），山内忠義宛（『山内家史料』），相良長毎宛（「歴代参考」）のものがある。

9）「後編薩摩旧記雑録」87

10）寛永11年閏７月18日付伊勢貞昌・島津久元書状（「後編薩摩旧記雑録」87）。

11）「先年はや一通御当代ニ被成御上候，それハ駿河へ上り申たると覚申候」とあるうちの「当代」は徳川氏のことを意味し，また駿河へあげられたとする一通は，慶長18年（1613）の幕府への指出のことと思われる。「薩摩旧記」に収められた慶長18年３月11日付の覚に「御分国中検地帳相調可有御進上事」とある（『大日本史料』12編13，慶長18年是歳の条参照）。

12）寛永11年閏７月18日付伊勢貞昌・島津久元書状に加えられた後筆に「京都壬七月十八日付云々，送者衆々廿九日寅刻持下候」とある。

13）「後編薩摩旧記雑録」87に収められた寛永11年11月26日付の島津家久の「薩摩大隅日州諸県郡之内知行方目録」写の奥書に伊勢貞昌以下４名の島津氏老臣が「右御分国惣高一紙目録者，家光将軍様御代始之時，御領内継目之　御朱印被成御拝領候，就其，図他帳四冊并此一紙目録相添，以市来八左衛門尉，永井信濃守殿・内藤伊賀守殿・安藤右京亮殿迄被御進上候，為後証被写置者也」と書留めている。

14）寛永12年２月１日付内藤忠重・安藤重長連署状（「後編薩摩旧記雑録」87）。

以上，

尊書致拝閲候，然者去年於京都御朱印御頂戴被成候，御国之高付具ニ御帳被成候，一段ニて能御座候条，拙者請取指上申候間，御心安可被思食候，永井信州（尚政）当座ニ不罷在候付而，不能加判候，猶期後音之時候，恐惶謹言，

安藤右京進
（寛永十一年）二月朔日　　重長（花押影）
内藤伊賀守
忠重（花押影）
（島津家久）松平大隅守様
尊報

15）『大日本近世史料　細川家史料』５　1240号。

16）領知朱印状の原本の残存の悪いのは，慶応４年（1867）閏４月から明治２年３月にかけて明治政府が回収した領知朱印状の武家の分は明治６年（1873）の皇居の火災で焼失したためである（『内閣文庫所蔵史籍叢刊82　徳川家判物并朱黒印』解題，『寛文朱印留』解題）。

17) この史料は，福井県史の調査の折（1990），見いだしたものである。
18) 「寛永御朱印」については，管見の限りではあるが，『国書総目録』『内閣文庫国書総目録』等にも同種のものを見出すことはできない。
19) 「寛永御朱印」の誤りは，浅野光晟の表記が交付されたものでは「安芸侍従」となっているのが「松平安芸守」となっている点と，稲葉一通の官途名が「民部少輔」であるところが「伊予守」となっている。このうち後者については理由が明確ではないが，前者の浅野光晟の場合は，上洛中の7月16日に従四位下侍従に叙任されたことによる混乱かと思われる（『江戸幕府日記』同日条）。
20) 『大日本古文書　伊達家文書』3288。
21) 「家譜」（福井県立図書館寄託松平文庫）。
22) 注6参照。
23) 『山内家史料』忠義公紀。
24) 森長継の場合も国名のみが領知判物に記されているが（「森家先代実録」『岡山県史　津山藩文書』），姫路の本多政朝の場合には判物に郡名は記されているが，「寛永御朱印」にみられる郡別の石高の記載はない（「本多家文書」『兵庫県史』史料編近世1）。なお，寛永11年8月3日付で本多政朝より永井尚政以下3人の奉行宛に提出された「知行高目録」には「寛永御朱印」と同じ各郡の高が記載されている（「本多家文書」）。
25) 以下，『寛文朱印留』所収の領知朱印状の引用については，その史料番号を記す。
26) 『寛文朱印留』83・88
27) 「鳳源君御伝記」巻3（『広島県史』近世資料編Ⅱ）。
28) 「古文書」1・「古文書集」8・「水月明鑑」（いずれも内閣文庫所蔵）。
29) 「古文書」13（内閣文庫所蔵）。
30) 「鳥取池田家資料」（『兵庫県史』史料編近世1）。
31) 慶長13年8月に尾張の徳川義直に与えた徳川秀忠の領知判物以外は，御三家には交付した例はない（『寛文朱印留』解説）。
32) 『寛文朱印留』60. 65。
33) 寛永11年6月14日，家光は上洛に先立って留守を命じられた酒井忠勝・奥平忠昌・鳥居忠恒・内藤政長宛の5ケ条からなる黒印状に「今度留守之儀，万事酒井雅楽頭(忠世)ニ被仰含之間，相談之上可受指図事」とある（「内藤家文書」，拙著『江戸幕府老中制形成過程の研究』190頁参照）。
34) 注33と同じ。
35) 『寛政重修諸家譜』5-57頁の池田光仲の項に「（寛永）九年六月十八日父が遺領を継ぐ時に三歳（中略），十八年六月朔日はじめて入国のいとままうすのとき馬をたまふ」とある。
36) 『寛政重修諸家譜』10-189頁。
37) 『寛政重修諸家譜』9-6の相馬義胤の項に「（寛永）十一年大猷院殿御上洛のとき弱年たるにより供奉をゆるされ」とある。
38) 『寛政重修諸家譜』5-70頁の池田長常の項に「（寛永十）九月二十九日仰をうけたまはりて出雲国におもむき，松江城を守衛す」，同15-7の小出吉英の項に「（寛永十）九月二十九日古田兵部少輔重恒・池田出雲守長常と共に出雲隠岐両国に赴き，松江城を守る」，同5-78の古田重恒の項に「（寛永十）九月二十九日仰をうけたまはり，出雲国におもむき，松江城を守衛し」とある。
39) 『寛政重修諸家譜』5-28の中川久盛の項に「寛永十一年二月二十二日竹中采女重義罪ありて所領を没収せらるゝにより，仰をうけて豊後国府内にいたり，その城を守衛す」とある。『中川家文書』参照。

40）『小浜市史』藩政史料編１。
41）「江戸幕府日記」寛永11年閏７月６日条に「酒井讃岐（出羽）守若狭国被下也」とある。
42）「江戸幕府日記」寛永11年閏７月６日条に「菅沼織部（定房）正丹後国亀山へ得替」とある。

《付録》「寛永御朱印」

凡例　本史料は東京都立大学附属図書館蔵水野家文書中の「寛永十一年記」の一部である。翻刻にあたって、整理番号と領主名・城地をそれぞれの第一行目に補った。

1　前田利常（加賀金沢）

加賀中納言

加賀　越中　能登　三ケ国

合百拾九万弐千七百六拾石

2　島津家久（薩摩鹿児島）

薩摩中納言

薩摩　大隅　両国

日向　諸県郡

合六拾万五千石余

琉球国　拾二万三千七百石

合七十二万八千七百石

3　伊達政宗（陸奥仙台）

仙台中納言

陸奥

桃生　小鹿　流西　岩井

東山　気仙　伊沢　寒部

玉作　栗原　志田　遠田

刈田　柴田　伊具　亘理

名取　宮城　黒川　深谷

宇田

右二十一郡　六十万石

常陸　龍ケ崎之内　壱万石

近江　蒲生郡之内　五千石

合六十一万五千石

4　松平忠昌（越前福井）

越前宰相

越前

足羽北郡　四万弐百弐拾石八斗余

足羽南郡　五万五百弐拾四石七斗余

今南東郡　壱万五千三（二）拾六石余

今南西郡　三万九千七百八拾五石五斗余

今北東郡　三万五千七百五拾弐石九斗余

吉田郡内　八万四百四拾五石九斗余

丹生北郡内　八万千弐百拾七石八斗余

南仲条郡内　弐万四千三百四拾三石壱斗余

坂南郡内　四万弐千四百九十六石七斗余

坂北郡内　九万四千七百四十七石七斗

大野郡内　七百十石四斗余

合五十万五千弐百八拾余石

5　細川忠利（肥後熊本）

肥後少将

肥後　十二郡　五拾壱万九千余石

豊後　直入　大分　海部

右三郡之内　弐万余石

合五拾四万石

6　浅野光晟（安芸広島）

松平安芸守

安芸　八郡　弐拾六万石六千六百石余

備後　御調　世羅　三原　奴可　三上

甲奴

右拾万九千九百石余
合三拾七万六千五百石余

7　毛利秀就（長門萩）
長門少将
周防国　弐拾万弐千七百八拾七石余
長門国　拾六万六千六百廿三石余
合三拾六万九千四百拾壱石

8　池田光政（備前岡山）
備前少将
備前国　弐拾八万弐百石
備中国
浅口
窪屋
下道
都宇
右四郡之内
合三万五千石
都合三十一万五千弐百石

9　藤堂高次（伊勢津）
伊賀侍従
伊賀一円　拾万五百四拾石
伊勢
安濃郡　七万石
一志郡内　三万六千五百七拾三石
安芸郡内　一万八千五百八拾弐石
鈴鹿郡内　弐万四千四百八石
三重郡内　八百四拾七石
伊予
越智郡内　弐万石
山城
相楽郡内　壱万弐千三百六拾七石六斗余
大和
添上郡内
山辺郡内
十市郡内
右三郡内三万七千六百三拾弐石四斗余
下総　三千石
合三拾弐万三千九百五拾石余

10　上杉定勝（出羽米沢）
上杉弾正少弼
出羽
長井郡　拾八万石
陸奥
伊達
信夫
右両郡　拾二万石
合三拾万石

11　黒田忠之（筑前福岡）
筑前侍従
筑前
早良　那賀　志摩　糟屋
宗像　莚田　三笠　上座
穂波
右九ヶ郡
夜須　嘉麻　下座　御牧
鞍手　怡土
右六郡之内
合四十三万三千百石

12　鍋島勝茂（肥前佐賀）
肥前少将

肥前

三根　　弐万八千六百四拾六石六斗余

神崎　　四万八千六百五拾弐石五斗余

佐賀　　九万七百石五斗余

小城　　五万千六拾六石弐斗余

杵嶋　　七万六千五百七拾石四斗余

藤津　　弐万七千七百七拾三石余

高木郡内　弐万六千弐百三拾九石七斗余

養父郡内　七千三百八拾七石三斗余

合三十五万七千三拾六石五斗余

13　蜂須賀忠英（阿波徳島）

阿波侍従

阿波国　十八万六千七百五十石余

淡路国　七万百八拾石余

合弐拾五万七千石

14　山内忠義（土佐高知）

土佐侍従

土佐国

土佐　安芸　香我美　長岡

吾川　高岡　幡多

右七郡

合二十万二千六百石

15　有馬豊氏（筑後久留米）

久留米侍従

筑後

生葉郡　　一万弐千六百七拾五石八斗余

竹野郡　　一万弐千三百九拾七石八斗余

山本郡　　一万弐千四百七拾四石壱斗余

三井郡　　三万六千百六拾五石壱斗余

三原郡　　弐万五千八拾七石四斗余

三猪郡内　七万五千三百八拾九石三斗余

上妻郡内　弐万五千百六拾九石四斗余

下妻郡内　一万五千百四拾石八斗余

合弐拾壱万石

16　南部重直（陸奥盛岡）

南部山城守

陸奥　北郡

三戸　二戸　九戸　鹿角

閉伊　岩手　志和　稗貫

和賀

十郡

合十万石

17　宗義成（対馬府中）

対馬侍従

対馬一円

肥前　基肄　養父

右両郡内

合壱万千八百三十七石

18　伊達秀宗（伊予宇和島）

宇和島侍従

伊予

宇和郡

合拾万石

19　立花宗茂（筑後柳川）

柳川侍従

筑後

山門郡　　五万七千三百七拾壱石五斗

三毛郡内　弐万七千五百拾八石五斗余

三猪郡内　一万四千五百三拾六石九斗余

上妻郡内　四千三百三石弐斗余
下妻郡内　五千九百拾六石九斗余
合拾万九千六百四拾七石余

20　丹羽長重（陸奥白川）
白川宰相
陸奥
白川郡
石川郡
一田村郡内
一岩瀬郡内
合十万七百石余

21　松平光長（越後高田）
越後少将
越後
頸城郡　拾三万六千六百四拾壱石
魚沼郡　六万四百三拾石余
苅羽郡内　四万弐千八百五拾弐石余
山東郡内　一万八拾石
信濃
川中島内　坂木郷　五千弐百三拾石
都合弐十五万五千弐百三拾三石余

22　松平直基（越前大野）
松平大和守
越前
大野郡内　弐万六千三百石
丹生北郡内　三千三百石
吉田郡内　四百石
合三万石

23　松平直良（越前勝山）
松平土佐守
越前
大野郡内　弐万弐千石
丹生北郡内　三千石
合弐万五千石

24　井伊直孝（近江彦根）
彦根少将
近江
犬上郡　六万六百七拾五石八斗余
愛智郡内　六万千弐拾弐石余
神崎郡内　三万五百六拾七石四斗余
蒲生郡内　壱万七千二百三拾五石八斗余
坂田郡内　六万六千八百拾七石余
浅井郡内　弐万四千五百五拾五石弐斗余
伊香郡内　一万九千百弐拾五石八斗余
下野
安蘇郡内　一万七千六百九拾三石四斗余
武蔵
橘樹郡内　弐千三百六石五斗余
合三拾万石

25　保科正之（信濃高遠）
高遠侍従
信濃
上伊奈郡之内　弐万五千石
筑摩郡之内　五千石
合三万石

26　小笠原忠真（豊前小倉）
小笠原右近太夫
豊前
規矩郡　弐万七千七百八拾三石四斗余

田川郡　三万六千三拾三石壱斗
京都郡　弐万弐千弐百廿弐石七斗余
筑城郡　壱万五千五百五拾六石七斗余
仲津郡　弐万七千六百四拾弐石三斗余
上毛郡内　二万七百六拾壱石六斗余
合十五万石

27　榊原忠次（上野館林）
松平式部大輔
上野
勢田郡　五万六千六百七拾二石五斗余
邑楽郡　四万七百八拾八石弐斗余
下野
梁田郡　弐千五百三拾九石弐斗余
以上拾万石
此外開発地　壱万六百三石四斗余
合拾壱万六百三石四斗余

28　松平忠明（大和郡山）
郡山侍従
大和
添上郡　壱万二千二百四拾二石余
添下郡　一万九千五百石六斗余
城下郡　一万九千百七石六斗余
広瀬郡　一万弐百九拾九石七斗余
葛下郡　一万九千四石弐斗余
十市郡　壱万五百六拾石余
平群郡　三千六拾石余
宇智郡　七千六百廿四石壱斗余
吉野郡　八千八百七拾四石余
高市郡　三千三百八拾六石三斗余
山辺郡　五千三百四拾壱石八斗余
河内
讃良郡　千石
以上拾二万石九斗余
此外弐百九拾壱石七斗余改出
合拾弐万弐百九拾二石六斗余

29　戸田氏鉄（摂津尼崎）
戸田左門
摂津
河辺郡内　壱万七千八百四拾四石九斗
武庫郡内　壱万三千三百拾九石八斗
兎原郡内　九千弐百八石
矢田郡内　九千六百弐拾七石余
合五万石

30　松平乗寿（美濃岩村）
松平和泉守
美濃
恵那
土岐
右両郡内
弐万十石余

31　牧野忠成（越後長岡）
牧野右馬允
越後
古志郡　三万五千百八石
山東郡　壱万四千三百四拾八石
蒲原郡　弐万弐千五百四拾四石
以上七万弐千石
外開発地弐千弐拾三石八斗余
合七万四千弐拾三石八斗余

32　松平康重（和泉岸和田）

松平周防守

和泉

日根郡　弐万九千五百九拾三石六斗余

南郡　壱万九千三百七拾九石六斗余

千四拾六石六斗　村々小物成

以上五万二十石

此外

壱万石　所々改出

合六万二千石

33　戸田光重（播磨明石）

松平孫四郎

播磨

明石郡　四万八千三百八拾七石五斗余

三木郡　二万千六百拾弐石四斗余

合七万石

34　石川忠総（近江膳所）

石川主殿頭

近江

志賀郡内　八千六百四拾五石八斗余

高嶋郡内　八千六十八石六斗余

浅井郡内　三千四百六十四石七斗余

伊香郡内　九百九拾八石五斗余

甲賀郡内　四千六百八十九石九斗余

河内

錦郡郡　八千九百九十八石弐斗余

石川郡内　千一石七斗余

合七万石

35　岡部宣勝（播磨龍野）

岡部美濃守

播磨

揖西郡内　二万八千四百弐拾五石八斗余

揖東郡内　二万二千七百七十四石一斗余

合五万千弐百石

36　脇坂安元（信濃飯田）

脇坂淡路守

信濃

伊奈郡内　五万石

上総

一宮之内　五千石

合五万五千石

37　本多政朝（播磨姫路）

姫路侍従

播磨

加古　二万九千八百三十一石四升

餝東　二万七千九百七十九石六斗八升

餝西　二万五千四百十五石三斗七升四合

印南　三万二千七百三十七石五斗七升

多可　二万七千七十一石八斗五升八合

加東　六千六百三十一石五斗六升七合

揖西　百三十七石八斗五合

揖東　百九十五石一斗弐合

右八郡内

合十五万石

38　有馬直純（日向延岡）

有馬左衛門佐

日向

臼杵郡内　一万八千九百四拾六石二斗余

高知尾庄　六千百二拾三石三斗余

宮崎郡内　一万九千九百三十八石余

諸県郡内　弐千九百八十弐石弐斗余

児湯郡内　五千拾石壱斗余

合五万三千石

39　水野勝成（備後福山）

水野日向守

備後

沼隅郡内　一万九千四百九十石三斗余

芦田郡内　一万四千三百八十五石三斗余

深津郡内　七千六百九拾四石四斗余

安部郡内　一万七千百五十八石弐斗余

品治郡内　七千八百四十九石余

神石郡内　一万六千六百四拾九石余

甲奴郡内　八千三百五十八石九斗余

備中

小田郡内　七千四百五十八石四斗余

後月郡内　九百六拾九石余

相増

愛甲郡内　千石

合十万千十弐石六斗余

40　加藤泰興（伊予大洲）

加藤出羽守

伊予

喜多

浮穴

右二郡内　四万五千石

風早郡内　八千石

桑村郡内　六千四百石

摂津

武庫郡内　六百石

合六万石

41　仙石政俊（信濃上田）

仙石兵介

信濃

小県郡内　五万石

更科郡内・河中島内　壱万石

合六万石

42　伊東祐慶（日向飫肥）

伊東修理太夫

日向

宮崎郡内

合五万七千八十石

43　稲葉一通（豊後臼杵）

稲葉伊予守（民部少輔）

豊後

海部

大野

大分

右三郡内

合五万六十石余

44　黒田長興（筑前秋月）

黒田甲斐守

筑前

夜須郡内　二万六千弐百十七石六斗余

嘉麻郡内　一万五千九百六十石九斗余

下座郡内　七千八百弐十壱石三斗余

合五万石

45　木下延俊（豊後日出）

木下右衛門太夫

豊後

速見郡内

合三万石

46　相良長毎（肥後人吉）

相良左兵衛尉

肥後

求麻郡

合弐万二千百石余

47　森長継（美作津山）

森内記

美作

苫南（今西北条）　苫北（今東北条）

苫西（今西西条）　苫東（今東南条）

久米　大庭　真嶋　勝田　英田　吉野

右十郡

合十八万六千五百石余